財務省税関の業務

適正かつ公平に関税等を徴収するために

関 :: 诵



神戸税関ポートアイランド出張所統括審査官 (涌関第4部門担当)付審查官

石川 智基

平成17年||種 行政

多様な業務を通じて沢山の経験ができる職場

「輸入」・「輸出」という貿易を通じて、日本は 全てを把握 様々な物品を外国とやり取りしているというの は皆さんもご存知のことでしょう。輸出入される 品目は多岐に渡っており、皆さんが普段何気な く使っているものにも外国製品があるはずです。 そのような外国製品は、税関による輸入許可を 受けた後、国内に引き取られたものです。

私が所属する通関部門は、輸出入しようとす る貨物に関する申告を受理し、その内容に応じ て書類審査や検査を行い、問題がなければ許可 をする部門です。輸入貨物の書類審査では、シス テムを通じて電子的に提出される関係書類につ いて、申告価格や税率は妥当かといった税的な 面から、また、積出地から日本に至るまでの貨物 の経由地などに不審な点はないかといった関的 な面からも審査をしています。検査では、貨物を 実際に見ることで申告貨物と一致するかを確認 し、貨物によってはコピー商品等の知的財産侵 害物品ではないか、不正薬物等が隠匿されてい ないかなど申告内容に応じた対応をしています。 また、関係法令のほか条約や協定についても把 握しておくことが重要です。例えば、日本は複数 の国や地域との間にEPAやTPPといった経済連 携協定を締結していますが、優遇された税率を 適用して貨物を輸入したい場合、「協定ごとに定 められた基準や手続きを満たしているか」という ことも確認する必要があるのです。

このように通関部門では1件1件の申告に対 して多角的な視点から適正な申告かどうかを見 極め、公平公正な貿易取引の推進に寄与してい ます。当然、幅広い知識が求められますが、その

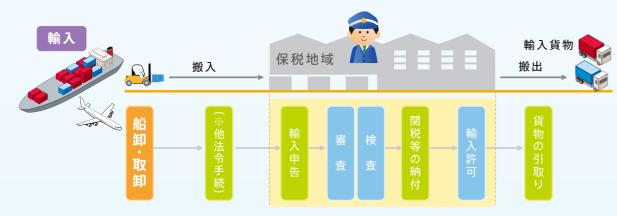
しておくこと は容易では ありません。 未知との遭 遇に頭を悩 ませること もしばしば あります。し かし、税関 には各分野 を専門とす る部門があ り、また、上司



や先輩から適切なフォローを受けられるので、 困難な事案でも強力なサポートを受けながら業 務に取り組むことができます。また、税関は1つ の組織でありながら多様な業務があり、研修制 度も充実していますので自身を高めながら色々 な経験ができる職場です。興味のある方は是非 税関の門を叩いてみてください!



●貨物到着から貨物引き取りまでの流れ



※他法令手続:貨物によっては、食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法などの関税関係法令以外の手続きが必要になるものがあります。

::事後調査



沖縄地区税関統括調査官付調査官

豊里 友弥

平成23年||種 行政

向上心と使命感を持ち、貿易の最前線で働く

輸入事後調査とは、輸入された貨物につい 知識を習得し て、その輸入申告が法令に基づき適正に行われ ていたかを、実際に輸入者の事業所へ訪問し、 帳簿書類等を確認して行う税関による税務調 査です。IT化により貿易の円滑化が進んでいく中 で、事後調査は「適正かつ公平な関税等の徴収」 に係る重要な役割を持っています。

具体的には、輸入者の事業所等を訪問し、会 社概況や輸入取引に関するヒアリングを行い、 保管されている通関関係書類等を精査します。 その後も輸入者とのやり取りを繰り返しながら、 申告内容に誤りがあれば是正してもらい、今後 の適正な輸入申告について指導を行います。

私は、横浜税関と沖縄地区税関で事後調査 業務の経験がありますが、調査対象者は、大手 商社から個人事業主など多岐に渡ります。会社 の規模、業種、商品は様々で、調査の度に新しい 発見があります。また、相手方の担当者も貿易の プロから経験のあまりない方など様々ですので、 調査職員として関係法令の習熟に加え、貿易実 務、会計知識、商品知識、語学など多種多様な ながら、臨機 応変に調査を 進めていかな ければなりま せん。専門性



の高い業務といえますが、調査の際には経験豊 富な上司や同僚にフォローしてもらい、チームプ レーで業務を進めます。税関には各種研修制度 が充実していますので、企業会計、パソコンスキ ル、語学などについても業務に従事しながら学 ぶことができます。専門知識を身に付け、自分自 身で申告内容の誤りを発見し、輸入者に内容を 理解してもらったうえで調査を終えたときの達 成感は格別です。

輸入事後調査業務は、様々な分野に関連する 業務なので、ここで得た経験は税関業務で必ず 役立てることが出来ます。このパンフレットを読 まれている皆さんが税関業務に興味を抱き、い つか共に働ける日が来ることを楽しみにしてい

:: 分



名古屋税関業務部首席関税鑑査官付審査官

石田 典子

平成19年||種 行政

類 貿易を支える商品知識のエキスパート

皆さんは税関の「関税分類」と聞くと何を想像 しますか?

輸入される物品には、関税という税金がかか ります。その関税を算出するための割合を関税 率といい、物品ごとに9桁の数字(HSコード)が 割り振られ、関税率表という表に定められてい ます。関税分類とは、物品がどのHSコードに所 属するかを仕分けることです。

世の中には多種多様な物品があり、全ての物 品を正しく分類することは非常に難しく、輸入者 だけでなく税関職員も輸入品がどのHSコード に分類されるか判断に迷うことがあります。私の 所属する関税鑑査官部門では、その判断につい ての内外からの問い合わせに対し、輸入品の適 正なHSコードを検討し回答をしています。

関税分類には、世界共通のルールが設けられ ており、輸入品を正しく分類するためには、その ルールを理解することも必要です。私は、判断の 難しい物品が、このルールを適用してぴたっと分 類できた瞬間にやりがいを感じます。また、物品 の素材、加工度合、機能、用途等によってもHS

コードが異なり、関税率が変わるので、正確に物 品を把握することも重要です。例えばマグロは、 中心部まで十分加熱して味付けしたマグロ缶詰 と、加熱や調味をしていないマグロ刺身ではHS コードが異なります。そのためどのような過程を 経て製造されたマグロなのかを把握しなければ なりません。このように毎日様々な物品に触れ、 物品の把握に努めるため、商品知識が身につく ところもこの業務の魅力だと思っています。

税関で関税 分類の業務 をしてみま せんか?皆 さんと共に 仕事ができ る日を楽し

皆さんも、



